ちくし 法律事務所

The guardians of Rights 2019 SUMMER NEWS



せを願い、法的な立場からそのお手伝いをしてま

この地に根ざし、当事務所は顧客さまがたの幸

るかも」という歌の美しさは時代を超えて心に響

我が園に梅の花散るひさかたの天より雪の流れ来

のメンバーが梅花の宴を催しました。旅人による ぐ時、筑紫・大宰府の地で、大伴旅人ら筑紫花壇

万葉のむかし、初春の令月にして気淑く風和ら

いりました。そして令和のスタートとなった本年

には創立35周年を迎えることができました。わが

SORA Keisuke Ohlu ©

「深海にきらめく、夏の色」

大場 敬介 ベーバー・スクリーン版画

集をつくりました。 とになります。これを記念して「スーツを裏返し たいと思います。 て〜弁護士、山の絶景に遭いにいく』という写真 をこの地に根ざして弁護士として活動してきたこ 若く優秀な人財とともに、さらなる発展をめざし め、今年の末には弁護士9人体制とする予定です。 ことしは私も還暦の節目です。人生の半分以上 みなさまがたのニーズにより的確に対応するた 山登りに興味のあるかたは事

今後ともよろしくお願い申し上げます。

のです。長らくのご愛顧をありがとうございます。 事務所のファンのみなさまがたのご支援のたまも

務所までお問い合せください。



并提士 浦田 Hidenori Urata

寄稿

「懸命に働いた職人に被害を押しつけるな!!」



尼長 甲斐 武征

Takeyuki Kai



建設労働者として、ただ真面目に一生懸 命に働いてきた多くの仲間たちに次々とア スペストの病魔が襲いかかっている―。こうし た状況を受けて、弁護士・医師・建設労働組 合などが立ち上がり、国とアスペスト製造 企業を相手に提訴して11年が経過しまし と。

8年を迎えようとしています。

ダーを担っていただいています。 がたず奮闘していただいており、中でも田中 がたず奮闘していただいており、中でも田中 護士には、この訴訟弁護団として昼夜を分 でも田中 を対していただいており、中でも田中

このアスペスト被害は、今もなお多くの『国民』に降りかかる問題です。アスペストを含んだ建物はまだ約280万棟残っていると推定されており、それらを安全に解体・ると推定されており、それらを安全に解体・ないためです。

そうした全国民の命に降りかかる問題に対し、国と企業はまず過去の過ちを認め、直ちに適切な対策を講じるべきです。私め、直ちに適切な対策を講じるべきです。私だちが取り組んでいるこの建設アスベスト訴訟の目的である「被害の根絶」は、特定の職訟の目的である「被害の根絶」は、特定の職での課題であり、そういう意味では、私たちでの課題であり、そういう意味では、私たちの子や孫に安全な国土が残せるかどうかのの子や孫に安全な国土が残せるかどうかのの子や孫に安全な国土が残せるかどうかの

名にのほうています。 名にのほうています。

これまでに了つの地裁判決、4つの高裁判

株で勝利しています。また、建設業特有の機を方である「一人親方」についても、当初は働き方である「一人親方」についても、当初は一労働安全衛生法上、労働者でない」として、保護対象から除外されていましたが、弁で、保護対象から除外されていましたが、弁で、保護対象から除外されていましたが、弁で、保護対象から除外されています。

そうした前進し続けている判決に続くのが九州訴訟になります。5月27日に高裁結を迎え、11月11日が判決期日となりました。引き続き、世論で包囲しながら何とした。引き続き、世論で包囲しながら何としても早期解決を目指します。

ちくし法律事務所にはいつも顧問として、このアスペスト問題だけでなく、多くの相をにつってもらっています。引き続き、被害者に対し、向き合い、寄り添う正義の法律等務所としてお力添えをお願いいたします。

法律講座を開催するのは何のため?」

宇美町働く婦人の家 長 吉村 してずうみ 順

Junko Yashimara

る「字美町働く婦人の家 人の小さな町です。そして私が勤務す み」とは、生涯学習センターと女性セン ターの役割を持つ公共施設です。 精屋郡字美町は人口約37、000 しくずら

お話がありました。 催したい、と考えているのですが。」との 入江さんから「宇美町で法律講座を開 昨年春、ちくし法律事務所事務局の

もっていますか?」と、尋ねたところ 員に「弁護士さんにどんなイメージを そこでお引き受けするにあたり、職 ・私事で弁護士さんが登場する。とい テレビドラマを見ると非常にかつこいい 最後の最後の駆け込み寺的な存在 お目にかかったことのない遠いお方 察に捕まった。と思うほどドキドキ う出来事が起きたと想像すると、警

です。という結論でした。 などと、私には関係ない、無縁の方たち

昨年の講座受講者アンケートには、

うかっ しかし、現実は本当にそうなのでしょ

護士の弟が登場したのは3回ありまし 実は、私の弟も弁護士で、我が家で弁

3回目 2回目 のです。 と、そしてまさか、のことも起こりうる 相続のように、どの家庭にもあること 定資産が大阪市にあると分かった時 なり認知症を患った時の成年後見の時 ならない。」と言っていた叔母が、高齢に 1回目 まさか! は曾祖父名義の固 当然!は、両親の相続の時 やつばりーは、「誰の世話にも

年目になりました。 そしてちくし法律事務所さんと協働で 講座を開催してみようと思いました。 る絶好のチャンスになる、字美町で法律 講座を開催する運びとなり、今年で2 この機会は弁護士・弁護士事務所を知

弁護士の先生が熱心で分かり易かっ

・知っていると知らないとでは大きな違い に気が付いた。

それは漠然とした固定観念の弁護士像 りました。 たら森先生に頼みたい。」という一文があ

近い法律事務所」であるために、あえて 講座を開催した意味があったのです。 感想なのではないかと思いました。法律 裁判所の近くではない二日市に事務所 から、人としての弁護士を知った正直な そして何より「日本で一番顧客さまに

うと思います。 に、家庭の法律についてはファミリー弁護 軽に参加されるようお声掛けしていこ 今後実施する法律講座にみなさんが気 士がいれば安心ですよね。そのためにも 体のことについては主治医がいるよう

などがありました。その中に「何かあっ

これからのし~ず・うみ「知って得する法律講座」のご案内

田中 謙二 弁護士

令和元年 8月22日(木) 14時~ 井上 茉彩 弁護士 「主婦(主夫)が知ってお得なマメ知識」

を置いておられるということです。

令和元年 10月10日(木)19時~ 「弁護士は見た! 遺産分割の実際」

令和2年 2月14日(金)10時~ 迫田 登紀子 弁護士 「民法改正(相続)残された家族のための法律」



左から2番目 吉村競長

プロフィール

平成元年4月

社会福祉法人 字类町社会福祉協議会勤務 平成23年4月

社会福祉法人 字美町社会福祉協議会 宇美町働く婦人の家しーす・うみ 現在に至る

趣味 香道、韓国語、篠笛

「のこされた妻の生活はどうなる?」



業彩

^{弁護士} 井上

Mai Inowe

話題です。特に注目すべきは、 ほぼ40年ぶりに相続法が改正される!と 配偶者居住

生活ができなくなってしまっていました。 続すると、預金を相続することができず、 が2分の1であることから、妻が自宅を相 で争族となることがあります。法定相続分 くない場合、夫が亡くなると、妻と子の間 円の預金だけ。高齢の妻と子どもの仲がよ のが配偶者居住権です。居住権には、①配偶 と生活を守ることを目的として新設された 遺産は2000万円の自宅と2000万 このようなケースで、遺された妻の居住

者居住権と、②配偶者短期居住権がありま

①配偶者居住権

とができ、かつ、老後の生活資金も相続し なければなりません。 用に使うということは難しいと考えておか うな場合、自宅を現金に換えて施設入居費 中で自宅に住むのをやめて施設に入ったよ 1000万円を取得することができる計算 自宅に住み続けることができるほか、預金 これは居住権なので、所有権に比べて評価 その自宅に居住することができる権利です。 却してお金に換えることはできません。途 やすくなるというメリットがあるわけです。 になります。つまり、自宅に住み続けるこ 住権が1000万円と評価されたとすると、 額が低くなります。先のケースで自宅の居 居住権を取得するとされた場合に、終身 ただし、所有権ではないので、自宅を売 遺産分割や遺贈により、配偶者が配偶者

やはりケースバイケースでしょう。 偶者居住権を得た方がよいのかどうか

②配偶者短期居住権

により、 と居住を続けることができます。この制度 続放棄をした場合にも認められます。 権は、被相続人に借金が多く、配偶者が相 ようになりました。また、配偶者短期居住 を追われるという事態を防ぐことができる ての遺産分割協議が成立しない間は、ずっ 続けることが出来る権利です。 過するまで、配偶者が無償で、 短くても相続開始の時から6ヶ月間 相続開始後すぐに、配偶者が自宅 自宅に住み 自宅につい

ださい。 を考えられる場合には、 ればならない事項があります。制度の利用 決められなかったりするなど、検討しなけ あったり、配偶者居住権の評価は一律には 住していた自宅に限るなど細かい要件が に適用されます。配偶者が相続開始時に居 生した相続(同日以降に作成された遺言) この制度は、令和2年4月1日以降に発 是非一度ご相談く





Нагно Інапиму

今年上半期の近況報告です。

読み、推理小説を堪能する。 リー数冊と、ジェフリーディバーのリンカーン・ライムシリーズを ・正月休みには昨年度のベストミステ

土 月には塩野七生の「十字軍物語」「海の都の物語」「ロー

などの全著作を読む ドス島攻防配」などを読んで地中海世界の歴史を知る。 ・三月には探検家角幡唯介の生き様に魅せられ、「極夜行

花々をよく観察するようになる。 る梅·核·藤·紫陽花・菖蒲など散歩しているときに見かける ・昨秋から俳句に関心をもつようになり、季語にもなってい

重の筋ヶ鼻に登り、山肌を染めるミヤマキリシマに感動する。 休日には四王寺山まで犬と散歩。六月には風雨のなか九



并護士

山野

和也

Казмун Үнтипо

田中 謙

Kenji Tanaha

色とりどりの紫陽

れた手水舎。涼しげで幻想的です。 花やダリアが浮かべら

脚大な数の写真がSESに投稿され、あるツイー 手水」が、SNSやネットニュースで大反響をよび 方の大法澤ができたそうです。 トへの「いいねー」は2万件を超え、ついには参拝の テレビでも取り上げられました。参拝した方から この六月に春日神社(春日市)がしつらえた「花

任を認めた初めての判決になります。

私は、弁護士になりたての頃から、弁護団の一員とし

ンセン病元患者の家族らが受けてきた被害について、国の

セン病隔離政策によってハ 本地方裁判所は、国のハン 令和元年6月28日、賴

責任を認める判決を言い渡しました。

病歴者本人のみならず、家族の被害に関して国の責

てくれる三十スの発信、待つてますよー す。これからも私たちの地元を明るく元気にし なっている先輩ですが、さすがのセンスに、脱帽で さんやお花屋さんは、私が日ごろからお世話に この花手水をアレンジされた春日神社の禰宜

の想いが裁判所に届いたと感じて、涙が溢れてきまし

法廷で請求総容判決の読み上げを聞いたとき、家族ら て、家族らの深刻な差別体験等をお聴きしてきました。



迫田 登紀子

Toksko Sakoda

"ひまわり一座。という憲法劇団を

毎年、弁護士が新しい脚本を書き、3 市民の皆さんで作っている劇団です。 平成元年から続いている、弁護士と

日)前後に、概ね50名くらいの皆さんと公演をしています。日 らって、張り切りました。見逃した方のために、DVDも販売 本国憲法を皆さんに知って頂こうとの一心で頑張っています。 大根役者ぶりはご愛嬌。去年からは、娘もちょうとセリフをも 私も関わるようになって20年。いつも脚本書きには挫折し、 か月精古を重ねて、憲法の日(5月3

脚本書きたい!女優になりたい!舞台道具を作ってみたい! す。是非、私までお声掛けください。 お芝居や憲法に興味をお持ちの方ならば誰でも参加できま

2019



Shumake More

学校(職業講話(弁 大野城市立平野中

護士)に行ってきました。

ります。大勢の中学生1年生から輝く眼で見つ 仕事は本当にこれなのだろうか。と思うこともあ の憧れの対象になれたと自分勝手に確信してい 生から鋭い質問が飛んだ「収入」も含め)中学生 に精進せねば」と、初心を思い出しました。(中学 められて、「やはり弁護士は素敵な仕事だ。さら 弁護士を長く経験すると。私がやりたかった



向井

どを何辛よろしくお願い申し上げます。

ハンセン病問題の全面解決に向け、今後もご支援のほ

Yesta Madeal

弁護士になって1年と半年

増えてきたように思います。 ご相談の終わりにお客様が笑顔を見せてくれることも が過ぎました。 仕事にも慣れてきて、新規の

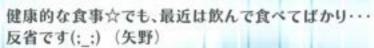
れ以外にも、多くの人の前で話す機会をいただいており このあいだ市民法律講座をはじめて担当しました。こ

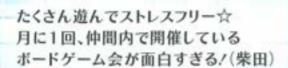
力をこれからも鍛えていこうと思います。 手の反応をみながら話す。このようなコミュニケーション があるんだな」といったことを考え、聞いて下さっている相 り方だと理解しにくいかな?」「今しゃべったことに関心 とには変わらないのかなと感じております。「今のしゃべ 酸近、多対しでも一対しでもコミュニケーションであるこ



よく食べよく働き、週末犬と遊んで、 ワイン飲んでよく寝ることかな(入江)

自分のエネルギー源を見失わない。 よく歩く。美味しいお酒!(行田)





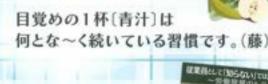
そろそろ運動をしないと…と本気で思い、 今度スリングヨガというものに行ってみようかと。 続けて通う意欲がわきますように。。。(吉田)

落ち込んだ日、悲しいことがあった日は、 必ずお笑いか動物動画を見てから寝ています。 心をリフレッシュさせて明日も頑張る/(原田)



市営プールが夜間安く利用できるというチラシを見かけたので、 この夏はプールに通ってみようかと思っています。(堀下)

毎朝、家から駅までダッシュしています!! 単に電車の時間ギリギリだからなのですが、 いい運動かも?(佐々木)





ちくし法律事務所では、平成23年秋から「セミナー」を定期的に開催しています。 身近で生活に役立つ法律のお話を、ちくし法律事務所の弁護士がわかりやすく解説いたします。 私たちとともに、おとなの手習いはじめてみませんか?

どなたでも参加でき、受講は無料です。事前の予約も必要ありません。お気軽にお越し下さい。 2019年度後期の日程や会場は次のとおりの予定となっております。

①2019年 9月18日(水)19時~ 太宰府市・いきいき情報センター 弁護士山野和也による「働く人のための法律知識」の講座 ②2019年11月12日(火)19時~ 大野城市・まどかびあ ③2020年 1月22日(水)19時~ 筑紫野市・生涯学習センター ④2020年 3月25日(水)19時~ 大野城市・まどかびあ

弁護士森俊輔による「どうする?お金にまつわる困った問題」の講座 弁護士田中謙二による「どうする?困ったお客様・クレーマーへの対応」の講座 弁護士向井悠人による「交通事故」の講座





T818-0056 福岡県筑架野市二日市北1丁目1番5号 HORTEL 092-925-4119

代表FAX 092-925-4127 URL http://www.chikushi-lo.jp/